

平成 25 年 3 月 29 日
自 動 車 局

三菱自動車工業（株）のリコール業務の改善施策の実施状況報告について

- 本日、三菱自動車工業株式会社（以下「三菱自動車」という。）から、国土交通省に対し、同社のリコール業務の改善施策のこれまでの実施状況報告について提出がありましたので公表します。
- 国土交通省としては、三菱自動車の改善施策については、その着実な実施を含め、迅速かつ的確なリコールが行われるよう、引き続き、指導・監督して参ります。

【参考】経緯

- ・三菱自動車は、軽自動車のエンジンでオイルシールが抜けることによるオイル漏れ（エンストに至ることもある）の不具合に関し、国土交通省の指導もあり、平成 22 年 11 月に第 1 回のリコールを届けた後、平成 24 年 12 月 19 日に第 4 回のリコールを届けました。
 - ・同日、同社からは、当省の指示に基づく社内調査結果報告書の提出がありました。同社の対応が、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで車両の安全確保を図るというリコール制度の目的に反するものであったことから、国土交通省では、口頭で嚴重注意を行うとともに、同社が報告してきた改善施策について、その実施状況を 3 月末を目処に報告を求めていたところです。
- 同社に対して行った立入検査については、現在、その内容について慎重に精査しているところです。国土交通省では、結果がまとまり次第すみやかに公表することとしております。

問い合わせ：国土交通省自動車局審査・リコール課
リコール監理室 野津、新井、寺戸
代表：03-5253-8111（内線）42351、42352、42353
直通：03-5253-8597、FAX:03-5253-1640